

青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の促進に向けて、次のとおり青森県糖尿病性腎症重症化予防連携協定を締結する。

平成29年9月14日

青森県医師会会長
青森県糖尿病対策推進会議会長

齋藤 勝

青森県知事

三村 申吾

青森県糖尿病性腎症重症化予防連携協定

糖尿病は放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、患者のQOLを著しく低下させるのみならず、医療経済的にも大きな負担を社会に強いている。

青森県では、「健康あおもり21」（第2次）（平成25年3月）において、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むこととし、糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少等も数値目標の一つとして掲げ、様々な取組を進めているが、平成28年における糖尿病死亡率が3年連続で全国最悪となっていることは重く受け止める必要がある。

「健康あおもり21」の取組をさらに加速させるため、青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の促進に向けて、以下のとおり「青森県糖尿病性腎症重症化予防連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組について、青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県の三者の役割と連携・協力の内容などを定め、地域における取組の促進を図ることを目的とする。

（プログラムの策定）

第2条 青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県は、前条の目的を達成するため、「青森県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）を平成29年度中に定めるものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 前条により策定するプログラムに基づき、地域における取組を推進するため、青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県は次の各号の取組を進めるものとする。

- 一 青森県医師会は、プログラムを郡市医師会に周知し、かかりつけ医と専門医等との連携の強化など、地域における市町村及び青森県後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）との連携体制の構築に協力するものとする。

二 青森県糖尿病対策推進会議は、プログラムを構成団体へ周知し、県民や患者への啓発、医療従事者への研修に努めるとともに、市町村等による地域医療体制の構築に協力するものとする。

三 青森県は、プログラムを市町村等に周知するとともに、取組を行う市町村等に対するインセンティブを措置すること等により、地域における糖尿病性腎症の重症化予防対策及び医療体制の構築を推進するものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県医師会、青森県糖尿病対策推進会議及び青森県で協議し、その内容を決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、これを締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、青森県医師会会長、青森県糖尿病対策推進会議会長及び青森県知事が署名のうえ、各団体1通を保有するものとする。

平成29年9月14日